

第 31 號

5/14

大正十一年三月十三日

(大阪府報)

大阪電燈株式會社之解府ノ件 (二報)

會社ハ社員七千名或ニ二百四十九名ヲ三月十日及十二日ニ日別ニ解府セリ被解府者ハ西尾、東、意見ニ從テ

一、今回ノ解府ハ不當ナリ以テ之ヲ取消ヲ求ムル
二、今後若シ解府ノ必要アル場合ニ際シテハ相違ノ日付ノ事先期ヲ以テ之ヲ行ハクバレルヲ

以上ノ協定ニ交渉委員十名ヲシテ會社ニ迫リタリ
然レ共會社ノ態度強硬ナリ強期ニ同盟罷業案ニ出テス為メ業ヲ以テ持込強要ナルベク決セリ 模範ナリ 目下、此被解府者以外ニハ解

内務省